

答 申

1 審査会の結論

平成 20 年度、平成 21 年度及び平成 22 年度（12 月 20 日まで）の武蔵野市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）の委員会議事録をまとめるために委員会において書記が記載した記録等について、実施機関が平成 23 年 6 月 22 日付でした開示請求却下決定（「本件決定」という。）は、開示しないとする趣旨において妥当である。

2 異議申立ての経緯と異議の理由

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（平成 13 年 3 月武蔵野市条例第 5 号、以下「条例」という。）8 条に基づき、平成 22 年 12 月 21 日、実施機関に対し、「平成 20 年度、平成 21 年度及び平成 22 年度（12 月 20 日まで）の実施機関の委員会議事録及び議事録をまとめるために委員会において書記が記載した記録等（名称の如何を問わない）」の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

実施機関は、平成 23 年 1 月 4 日、本件開示請求のうち、議事録については、異議申立人は実施機関に対する審査申出人であるので、地方税法 433 条 10 項及び武蔵野市固定資産評価審査委員会規程 15 条の閲覧の対象となる行政文書として閲覧可能であることから、条例 19 条（他の制度等との調整）に基づき非開示決定を行い、その後、異議申立人にその通知書を交付し、他方、議事録をまとめるために委員会において書記が記載した記録等（以下「本件文書」という）については、行政文書に該当せず、開示制度の対象外であるとして、開示請求に対する決定を行わないこととし、その後、本件文書は開示制度の対象外であると異議申立人に口頭で説明した。

異議申立人は、上記地方税法上の閲覧制度により、同年 1 月 17 日、確定している平成 22 年 11 月 24 日開催の同年度第 6 回委員会までの議事録を閲覧し、平成 23 年 2 月 4 日、平成 22 年 12 月 13 日開催の平成 22 年度第 7 回委員会の議事録を閲覧したが、その際などに、本件文書についての本件開示請求に対する決定通知書を求めた。これに対し、実施機関は、その都度、異議申立人に対し、本件文書は、行政文書（組織共用文書）でないため情報公開制度による開示の対象外であると口頭説明を行った。更に平成 23 年 4 月 5 日付で市長名により同趣旨の手紙が異議申立人に送付された。同年 6 月 8 日にも異議申立人が決定通知書を求めたため、実施機関は、同月 22 日、本件文書は「職員の個人的な検討段階にとどまる資料・メモ」であり、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」（条例 2 条第 2 号）ではなく、開示の対象となる「行政文書」に当たらないとして本件決定を行った。

これに対して異議申立人は、本件文書は、「委員長の指揮を受け」（武蔵野市固定資産評価審査委員会条例 4 条）、「委員会の議事について」（同条例 11 条）作成するものであり、「個人的に作成」されたものではなく、「組織的に用いる」ものであり、「行政文書」に当たるので、本件決定を取り消し、開示することを求めるとして、本件異議申立てを行った。

### 3 実施機関による本件決定の理由説明

実施機関は、異議の理由に対し、正式の議事録がなく、個人的メモが事実上の議事録として利用・保存されている場合は、組織的に利用・保存されていることになるので、個人的メモも例外的に組織共用文書（行政文書）にあたることになり、開示請求の対象になるが、本件では、正式の議事録として「審査記録調書」が作成されており、個人的メモが組織共用文書として利用・保存される例外事例には当たらない、また、正式な議事録が出来上がり組織的に利用・保存されるようになった段階では、議事録作成のための個人的メモは組織的に利用・保存される「行政文書」でなくなり、開示の対象外となると主張した。

### 4 審査会の判断

実施機関の委員会議事録とは、「審査記録調書」と題する文書であり、地方税法43条3項並びに武蔵野市固定資産評価審査委員会条例4条及び11条に基づいて、武蔵野市の職員である若干名の書記が同委員長の指揮を受けて同委員会の議事について調書を作成し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が調書に署名押印することとされているものである。実施機関から聴取したところによれば、従来、書記のうち1名が、各回の委員会において、議事につき、手書きメモをとると共に、テープに録音し、これらに基づいて議事録（書記案）の下書きとしてワープロ文書を作成し、これを委員会に出席した他の書記と検討して議事録（書記案）を完成させると、手書きメモ及び録音テープを廃棄していた。そして、次の委員会において議事録（書記案）が承認されると、当該議事に関与した委員及び議事録を作成した書記が署名押印を行って、議事録が正式に確定していたものである。

異議申立人が開示請求している本件文書は、上記の各回委員会において書記が議事について手書きしたメモのことと解される。

本件文書のうち、平成22年12月13日に開催された同年度第7回委員会において確定した同年度第6回委員会議事録及び同年度第5回委員会以前の委員会議事録の作成のために書記が記載した各手書きメモは、本件開示請求時である同年12月21日には、すでに廃棄されていて存在しないので、開示請求の対象とはなり得ない。

問題は、本件文書のうち、同年12月13日に開催された同年度第7回委員会においてその議事録作成のために書記が記載した手書きメモである。上記委員会の議事については、同年12月27日に、書記が議事録（書記案）の下書きとしてワープロ文書を作成させ、他の出席書記と検討して議事録（書記案）を完成させ、手書きメモ及び録音テープを廃棄した。そして、平成23年1月26日に開催された平成22年度第8回委員会において、議事録（書記案）が承認され、委員及び書記が署名押印して正式な議事録が確定したものである。したがって、この手書きメモは、本件開示請求が行われた平成22年12月21日の時点では存在していたものの、本件決定時である平成23年6月22日には存在していなかったと認められる。

よって、本件文書を開示しないとする趣旨の本決定は、結論において妥当である。

なお、平成22年12月13日に開催された同年度第7回委員会においてその議事録作成のために書記が記載した手書きメモは、その内容が確定した議事録とほぼ同様であ

れば、議事録が正式に確定するまでの間は、正式な議事録の代わりとして、必要に応じて実施機関の委員や他の書記等が利用することとなる可能性があるから、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの」である行政文書に該当した可能性がある。しかしながら、既に破棄されており、当審査会において内容を確認することはできない。

## 5 付言

上記のとおり、本件文書及び録音テープは、いずれも書記が議事録（案）を完成させた段階で破棄されているが、議事に関与した委員から異議が出ることもあり得るのであるから、委員が承認し署名押印して議事録が確定するまでは、保管しておくべきであった。

また、本件文書のうち平成22年度第7回委員会議事録作成のための手書きメモは、本件開示請求後に廃棄されているが、開示請求がなされた以上、保管しておくべきであった。

更に、実施機関は、平成22年12月21日の本件文書に関する本件開示請求について平成23年6月22日になって本件決定を行ったことについて、異議申立人に対し開示制度の対象外であると口頭説明を行い、更に市長名で同趣旨の手紙を送付したことにより、異議申立人の納得が得られたと理解していた旨主張しているが、条例13条及び14条は、開示請求を受けた実施機関がこれに対する決定をしなくてもよい場合や決定を書面により通知しなくてもよい場合があるとする趣旨とは解されないから、開示請求が取り下げられない限り、期限内に決定し、開示請求者に対し、決定を書面により通知すべきであった。

以上のとおり、実施機関の対応には、改善すべき点があることを指摘し、今後は、より適正な実務が行われるよう希望する。

## 6 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成23年8月10日	諮問
平成23年8月10日	実施機関より理由説明書收受
平成23年8月17日	第1回審議（第11期第1回審査会）
平成23年8月22日	実施機関より補充説明書收受
平成23年9月16日	第2回審議（第11期第2回審査会）
平成23年10月11日	異議申立人より意見書收受
平成23年10月25日	第3回審議（第12期第1回審査会）
平成23年12月1日	異議申立人より口頭意見陳述聴取 第4回審議（第12期第2回審査会）
平成24年1月18日	第5回審議（第12期第3回審査会）